



平成 27 年

第 6 回市議会（定例会）

議 案

荒 尾 市

平成 27 年第 6 回 荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件 名	ページ
議第 71 号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	1
議第 72 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	13
議第 73 号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	17
議第 74 号	荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	21
議第 75 号	荒尾市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について	25
議第 76 号	荒尾市保育所条例の一部改正について	29
議第 77 号	指定管理者の指定について（荒尾市働く女性の家）	33
議第 78 号	指定管理者の指定について（荒尾市中央公民館及び荒尾市立図書館）	35
議第 79 号	荒尾市庁舎本館耐震改修事業の設計施工一括請負変更契約の締結について	37
議第 80 号	平成 27 年度荒尾市一般会計補正予算（第 4 号）	39
議第 81 号	平成 27 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	81
報告第 8 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	97
報告第 9 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	101
報告第 10 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	105

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の制定について

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を
次のように制定するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、庁内における特定個人情報の連携を可能にするため、本条例を制定するものである。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務のほか、市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第1の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前2項の場合において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、この限りでない。
- 5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第44号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第13</p>

		4号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であっ

	所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
9 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等

		支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 0 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報、介護保険給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

		又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第2号)による利用者負担に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

23	市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
25	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
27	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
28	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
29	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

	による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
30 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2 (第5条関係)

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(荒尾市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5

号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項中「除くのほか」を「除くほか」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

教育委員会委員について、新たに教育長職務代理者の報酬を定めたいからである。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1報酬等の額の項教育委員会委員の欄を次のように改める。

教育長職務代理者

100,880円

委員（教育長職務代理者を除く。）

77,600円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年9月25日から適用する。

（報酬の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
一部改正について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正
するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方税分野における法人番号の取扱いについて、変更が生じたこ
とに伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち荒尾市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例
の一部改正について

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

職業能力開発促進法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例
の一部を改正する条例

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市保育所条例の一部改正について

荒尾市保育所条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市万田保育園を廃園するため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

荒尾市保育所条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 本市に保育所を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
荒尾市清里保育園	荒尾市牛水1622番地

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

荒尾市働く女性の家条例（昭和 58 年条例第 7 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成 27 年 12 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾市働く女性の家
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 公益社団法人荒尾市シルバー人材センター
代表者 理事長 荒木 啓一
所在地 荒尾市下井手 193 番地 1
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市公民館条例（昭和48年条例第10号）第13条第1項及び荒尾市立図書館条例（昭和48年条例第11号）第9条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 荒尾市中央公民館
 - (2) 荒尾市立図書館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表者 代表取締役 白田 豊彦
所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

荒尾市庁舎本館耐震改修事業の設計施工
一括請負変更契約の締結について

平成25年9月19日第5回市議会（定例会）において議決された議第85号荒尾市庁舎本館耐震改修事業の設計施工一括請負契約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

契約金額	変更前	541,108,050円
	変更後	560,702,490円

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,308,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,750,000	28,618	5,778,618
	1 地方交付税	5,750,000	28,618	5,778,618
12 分担金及び負担金		287,219	1,192	288,411
	2 負 担 金	287,219	1,192	288,411
14 国庫支出金		4,483,925	9,056	4,492,981
	1 国庫負担金	3,329,568	7,109	3,336,677
	2 国庫補助金	1,142,277	1,947	1,144,224
15 県支出金		1,796,752	7,285	1,804,037
	1 県負担金	1,208,098	3,554	1,211,652
	2 県補助金	442,004	3,731	445,735
19 繰越金		178,164	16,701	194,865
	1 繰越金	178,164	16,701	194,865
20 諸 収 入		202,670	1,500	204,170
	6 雑 入	90,846	1,500	92,346
21 市 債		1,498,700	127,857	1,626,557
	1 市 債	1,498,700	127,857	1,626,557
歳 入 合 計		21,116,571	192,209	21,308,780

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,900,208	9,001	1,909,209
	1 総務管理費	1,346,557	3,268	1,349,825
	2 徴税費	244,832	3,000	247,832
	4 選挙費	91,410	2,733	94,143
3 民生費		10,088,155	137,051	10,225,206
	1 社会福祉費	4,696,495	53,335	4,749,830
	2 児童福祉費	3,660,648	26,244	3,686,892
	3 生活保護費	1,731,008	57,472	1,788,480
4 衛生費		2,713,633	8,829	2,722,462
	1 保健衛生費	492,354	4,725	497,079
	2 清掃費	1,340,581	4,104	1,344,685
6 農林水産業費		360,608	2,276	362,884
	1 農業費	328,549	2,276	330,825
8 土木費		1,977,145	30,475	2,007,620
	3 河川費	2,160	10,150	12,310
	5 都市計画費	646,813	20,325	667,138
11 災害復旧費		4,700	4,577	9,277
	1 農林水産施設災害 復旧費	700	4,577	5,277
歳 出	合 計	21,116,571	192,209	21,308,780

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業費	8,100
8 土木費	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	47,577
8 土木費	6 住宅費	住宅・建築物安全ストック形成事業費	9,200

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額 (千円)
「広報あらお」印刷製本費	平成 2 8 年度	6,994
貴重品運搬警備業務委託料	平成 2 8 年度	976
清里保育園警備委託料	平成 2 8 年度 ～ 平成 3 2 年度	494
予防接種費(医薬材料費)	平成 2 8 年度	33,183
荒尾干潟仮設トイレ借上料	平成 2 8 年度	883
荒尾市斎場白灯油購入費	平成 2 8 年度	289
松ヶ浦環境センターA重油購入費	平成 2 8 年度	799
ごみ収集業務委託事業費	平成 2 8 年度 ～ 平成 3 2 年度	184,272

事 項	期 間	限度額（千円）
万田坑仮設トイレ借上料	平成28年度	960
万田坑及び関連施設等案内システム維持管理委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	3,946

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業	千円 16,200	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えする ことができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
海岸保全 事業	千円 139,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるもの について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還を なし、又は低 利債に借換え することができる。	千円 147,600	補正前に同じ		
消防・防 災施設整 備事業	166,700				182,800			
臨時財政 対策	700,000				787,457			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	5,750,000	28,618	5,778,618
12 分担金及び負担金	287,219	1,192	288,411
14 国庫支出金	4,483,925	9,056	4,492,981
15 県支出金	1,796,752	7,285	1,804,037
19 繰越金	178,164	16,701	194,865
20 諸収入	202,670	1,500	204,170
21 市債	1,498,700	127,857	1,626,557
歳入合計	21,116,571	192,209	21,308,780

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,900,208	9,001	1,909,209
3 民生費	10,088,155	137,051	10,225,206
4 衛生費	2,713,633	8,829	2,722,462
6 農林水産業費	360,608	2,276	362,884
8 土木費	1,977,145	30,475	2,007,620
11 災害復旧費	4,700	4,577	9,277
歳 出 合 計	21,116,571	192,209	21,308,780

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
633		16,100	1,000	△8,732
8,423	5,849			122,779
			500	8,329
	1,436			840
		24,300		6,175
			1,192	3,385
9,056	7,285	40,400	2,692	132,776

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,750,000	28,618	5,778,618
1	地方交付税	5,750,000	28,618	5,778,618
	1 地方交付税	5,750,000	28,618	5,778,618
12	分担金及び負担金	287,219	1,192	288,411
2	負 担 金	287,219	1,192	288,411
	3 農林水産業費負担金	6,043	1,192	7,235
14	国庫支出金	4,483,925	9,056	4,492,981
1	国庫負担金	3,329,568	7,109	3,336,677
	1 民生費国庫負担金	3,329,568	7,109	3,336,677
2	国庫補助金	1,142,277	1,947	1,144,224
	1 総務費国庫補助金	88,153	633	88,786
	2 民生費国庫補助金	372,704	1,314	374,018
15	県支出金	1,796,752	7,285	1,804,037
1	県負担金	1,208,098	3,554	1,211,652
	1 民生費県負担金	1,206,283	3,554	1,209,837
2	県補助金	442,004	3,731	445,735
	2 民生費県補助金	261,810	2,295	264,105
	5 農林水産業費県補助金	141,565	1,436	143,001
19	繰越金	178,164	16,701	194,865
1	繰越金	178,164	16,701	194,865
	1 繰越金	178,164	16,701	194,865
20	諸収入	202,670	1,500	204,170
6	雑 入	90,846	1,500	92,346
	4 雑 入	90,694	1,500	92,194
21	市 債	1,498,700	127,857	1,626,557
1	市 債	1,498,700	127,857	1,626,557
	7 土 木 債	460,100	24,300	484,400
	8 消 防 債	166,700	16,100	182,800
	13 臨時財政対策債	700,000	87,457	787,457

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
		1	28,618	1 普通交付税	
		1	1,192	1 小規模災害復旧地元負担金	
		13	7,109	1 障害者介護給付費国庫負担金	3,071
				2 障害者自立支援医療費国庫負担金	4,038
		1	633	1 選挙人名簿システム改修費国庫補助金	
		4	1,314	1 子育て支援交付金	
		10	3,554	1 障害者介護給付費県負担金	1,535
				2 障害者自立支援医療費県負担金	2,019
		4	2,295	1 乳幼児医療費補助金	981
				2 放課後児童対策事業費県補助金	1,314
		1	1,436	1 台風被害園芸・果樹復旧事業県補助金	
		1	16,701	1 繰越金	
		3	500	1 健診費実費徴収金	
		8	1,000	1 雑入 (くらしいきいき課)	
		2	16,200	1 都市計画事業債	
		7	8,100	1 海岸保全事業債	
		1	16,100	1 防災施設整備事業債	
		1	87,457	1 臨時財政対策債	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	1,900,208	9,001	1,909,209	17,733	△8,732
1 総務管理費	1,346,557	3,268	1,349,825	17,100	△13,832
5 財産管理費	192,186	0	192,186	地方債 16,100	△16,100
7 企画費	153,266	1,000	154,266	その他 1,000	
9 文化振興費	81,659	2,268	83,927		2,268

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	1,000	1 市民応援事業費 その他委託料 緑化講習会業務委託料	1,000 (1,000) (1,000)
11 需 用 費	2,268	1 荒尾総合文化センター施設改修費 修繕費	2,268 (2,268)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	244,832	3,000	247,832		3,000
	2 賦課徴収費	54,992	3,000	57,992		3,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	3,000	1 賦課事務費 返還金	3,000 (3,000)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	91,410	2,733	94,143	633	2,100
	1 選挙管理委員会費	20,664	2,733	23,397	国庫補助金 633	2,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	2,733	1 選挙人名簿システム改修費 その他委託料 選挙人名簿システム改修委託料	2,733 (2,733) (2,733)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,088,155	137,051	10,225,206	14,272	122,779
1 社会福祉費	4,696,495	53,335	4,749,830	10,663	42,672
1 社会福祉総務費	1,793,731	205	1,793,936		205
7 人権啓発センター費	12,381	3,132	15,513		3,132
13 障害者自立支援給付費	1,273,256	49,998	1,323,254	国庫補助金 7,109 県支出金 3,554	39,335

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰 出 金	205	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金 国民健康保険特別会計繰出金	205 (205) (205)
11 需 用 費	3,132	1 人権啓発センター施設改修費 修繕費	3,132 (3,132)
20 扶 助 費	8,076	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 返還金	38,201 (38,201)
23 償還金、利 子及び割引 料	41,922	2 高額障害福祉サービス等給付費支給事業費 返還金 3 自立支援医療費支給事業費 扶助費 返還金 4 相談支援給付費等支給事業費 返還金 5 障害者補装具給付費 返還金 6 療養介護医療費支給事業費 返還金	162 (162) 9,185 (8,076) (1,109) 119 (119) 963 (963) 1,368 (1,368)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,660,648	26,244	3,686,892	3,609	22,635
1	児童福祉総務費	888,612	17,006	905,618	国庫補助金 1,314 県支出金 2,295	13,397
2	児童措置費	2,568,056	3,669	2,571,725		3,669
3	母子福祉費	40,548	5,480	46,028		5,480
7	児童センター費	8,416	89	8,505		89

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	3,943	1 放課後児童健全育成事業費 事業運営委託料 3,943 (3,943)
20 扶 助 費	5,153	2 特別保育事業費 返還金 2,070 (2,070)
23 償還金、利 子及び割引 料	7,910	3 待機児童解消加速化プラン費 返還金 5,762 (5,762)
		4 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費 返還金 78 (78)
		5 子ども医療費助成事業費 扶助費 5,153 (5,153)
23 償還金、利 子及び割引 料	3,669	1 管内外私立及び管外公立保育所運営費 返還金 3,669 (3,669)
23 償還金、利 子及び割引 料	5,480	1 母子生活支援施設入所措置費 返還金 1,703 (1,703)
		2 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費 返還金 3,777 (3,777)
1 報 酬	89	1 児童センター運営費 非常勤職員報酬 89 (89)

(款) 3 民生費
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,731,008	57,472	1,788,480		57,472
	2 扶 助 費	1,651,040	57,472	1,708,512		57,472

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	57,472	1 生活保護費 返還金	57,472 (57,472)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,713,633	8,829	2,722,462	500	8,329
1	保健衛生費	492,354	4,725	497,079	500	4,225
1	保健衛生総務費	131,670	2,143	133,813		2,143
10	保健事業費	43,116	2,582	45,698	その他 500	2,082

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	1,546	1 保健総務費（健康生活課任期付職員人件費）	2,143
		一般職給	(1,546)
3 職員手当等	240	住居手当	(162)
		通勤手当	(78)
4 共 済 費	357	共済組合負担金	(357)
13 委 託 料	2,582	1 健康増進事業費	2,582
		その他委託料	(2,582)
		子宮がん検診委託料	(428)
		乳がん検診委託料	(1,278)
		大腸がん検診委託料	(460)
		肝炎ウイルス検査委託料	(51)
		肺がん検診委託料	(291)
		骨粗鬆症検診委託料	(74)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清掃費	1,340,581	4,104	1,344,685		4,104
	3 し尿処理費	302,759	4,104	306,863		4,104

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	4,104	1 松ヶ浦環境センター施設改修費 修繕費	4,104 (4,104)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		360,608	2,276	362,884	1,436	840
1	農業費	328,549	2,276	330,825	1,436	840
	3 農業振興費	77,998	926	78,924	県支出金 1,436	△510
	7 耕地費	140,979	1,350	142,329		1,350

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	926	1 農業振興費 補助金 黒星病防除対策補助金 台風被害園芸・果樹復旧事業補助金	926 (926) (△510) (1,436)
19 負担金、補助及び交付金	1,350	1 県営土地改良総合整備事業費 県営事業負担金	1,350 (1,350)

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	3 河川費	1,977,145	30,475	2,007,620	24,300	6,175
	1 河川総務費	2,160	10,150	12,310	8,100	2,050
					地方債 8,100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	10,150	1 河川環境整備費 県営事業負担金	10,150 (10,150)

(款) 8 土木費
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	646,813	20,325	667,138	16,200	4,125
	3 街路事業費	11,824	20,325	32,149	地方債 16,200	4,125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	20,325	1 街路整備事業費 県営事業負担金	20,325 (20,325)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		4,700	4,577	9,277	1,192	3,385
1	農林水産施設災害復旧費	700	4,577	5,277	1,192	3,385
1	農業災害復旧費	700	4,577	5,277	その他 1,192	3,385

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	4,577	1 現年農林水産災害復旧事業費 工事請負費	4,577 (4,577)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,304	298,711				298,711	10,478	309,189	
	計	2,324	384,235	18,090	29,122		431,447	78,683	510,130	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	9	89				89		89	
	計	9	89				89		89	
計	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,313	298,800				298,800	10,478	309,278	
	計	2,333	384,324	18,090	29,122		431,536	78,683	510,219	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	331 (9)		1,180,118	734,775	1,914,893	394,302	2,309,195	
補正額	3 ()		1,546	240	1,786	357	2,143	
計	334 (9)		1,181,664	735,015	1,916,679	394,659	2,311,338	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	32,754	473	24,527	15,092	1,890	50,211
	補正額			162	78		
	計	32,754	473	24,689	15,170	1,890	50,211
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,047	425,245	22,305	146,230	734,775
	補正額						240
	計	1	16,047	425,245	22,305	146,230	735,015

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,946,596	7,475,400	(296,300) 798,700	40,400	(296,300) 839,100
(1) 土木	2,354,164	2,133,791	(20,800) 297,800	40,400	(20,800) 338,200
(2) 教育	1,688,555	1,587,204	148,400		148,400
(3) 公営住宅	1,212,898	1,183,677	(17,700) 162,300		(17,700) 162,300
(4) 社会及び労働	428				
(5) 保健衛生	708,618	681,688	12,200		12,200
(6) その他	1,981,933	1,889,040	(257,800) 178,000		(257,800) 178,000
2. 災害復旧費	12,379	7,487			
(1) 土木	8,746	6,325			
(2) 農林水産	920	613			
(3) その他	2,713	549			
3. 枠外債	8,375	4,512			
4. 減税補填債	379,681	272,972			
5. 臨時税収補填債	82,158	62,253			
6. 臨時財政対策債	7,374,609	7,826,952	700,000	87,457	787,457
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	14,697	10,627			
合 計	15,818,495	15,660,203	(296,300) 1,498,700	127,857	(296,300) 1,626,557

(注) ()書は繰越明許費及び事故繰越しで外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(296,300)		(296,300)
829,440		829,440	7,444,660	40,400	7,485,060
			(20,800)		(20,800)
287,813		287,813	2,143,778	40,400	2,184,178
120,102		120,102	1,615,502		1,615,502
			(17,700)		(17,700)
96,519		96,519	1,249,458		1,249,458
24,390		24,390	669,498		669,498
			(257,800)		(257,800)
300,616		300,616	1,766,424		1,766,424
3,148		3,148	4,339		4,339
2,670		2,670	3,655		3,655
206		206	407		407
272		272	277		277
2,863		2,863	1,649		1,649
40,288		40,288	232,684		232,684
20,322		20,322	41,931		41,931
407,667		407,667	8,119,285	87,457	8,206,742
4,172		4,172	6,455		6,455
			(296,300)		(296,300)
1,307,900		1,307,900	15,851,003	127,857	15,978,860

平成 2 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 6 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 5 3 1 , 3 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,155,715	3,662	2,159,377
	1 国庫負担金	1,394,521	3,662	1,398,183
9 繰入金		656,785	205	656,990
	1 他会計繰入金	656,785	205	656,990
11 諸収入		405,113	7,784	412,897
	4 雑 入	404,013	7,784	411,797
歳 入 合 計		9,519,724	11,651	9,531,375

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		101,406	205	101,611
	1 総務管理費	81,976	205	82,181
2 保険給付費		6,118,531	11,446	6,129,977
	1 療養諸費	5,297,637	554	5,298,191
	2 高額療養費	783,487	10,892	794,379
歳 出	合 計	9,519,724	11,651	9,531,375

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,155,715	3,662	2,159,377
9 繰入金	656,785	205	656,990
11 諸収入	405,113	7,784	412,897
歳入合計	9,519,724	11,651	9,531,375

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	101,406	205	101,611
2 保険給付費	6,118,531	11,446	6,129,977
歳出合計	9,519,724	11,651	9,531,375

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	2,155,715	3,662	2,159,377
1	国庫負担金	1,394,521	3,662	1,398,183
1	療養給付費等負担金	1,340,654	3,662	1,344,316
9	繰入金	656,785	205	656,990
1	他会計繰入金	656,785	205	656,990
1	一般会計繰入金	656,785	205	656,990
11	諸収入	405,113	7,784	412,897
4	雑入	404,013	7,784	411,797
5	雑入	395,913	7,784	403,697

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 療養給付費等負担金	3,662	1 療養給付費等負担金現年度分
5 事務費繰入金	205	1 事務費繰入金
1 雑入	7,784	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			101,406	205	101,611		205
	1	総務管理費		81,976	205	82,181		205
		1	一般管理費	79,463	205	79,668		205

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	39	1 国保会計・人件費（産休・育休代替職員雇用） 205
		健康労働保険料 (39)
7 賃 金	166	賃金 (166)

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保険給付費	6,118,531	11,446	6,129,977	3,662	7,784
1 療養諸費	5,297,637	554	5,298,191	117	437
3 一般被保険者療養費	38,324	554	38,878	国庫補助金 117	437

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	554	1 一般被保険者療養費 各種負担金 一般療養費	554 (554) (554)

(款) 2 保険給付費
 (項) 2 高額療養費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	高額療養費	783,487	10,892	794,379	3,545	7,347
1	一般被保険者高額療養費	747,346	10,892	758,238	国庫補助金 3,545	7,347

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	10,892	1 一般被保険者高額療養費 各種負担金 一般高額療養費	10,892 (10,892) (10,892)

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

損害賠償額の決定について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年10月16日専決

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年7月3日午後1時15分頃、荒尾市桜山町二丁目2288番31前の三差路において、清掃事務所職員が運転するごみ収集車が集積所に向かうため左折し、道路の右側に停車したところ、後方から相手方自動車も左折し、ごみ収集車の左側を通行しようとしたが狭くてできなかつたため、ごみ収集車を徐行で前進させたところ、誤って相手方自動車の右ドアミラーに接触し、損傷させたものである。

市は、相手方と和解し、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額 22,136円

2 損害賠償の相手方



専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

損害賠償額の決定について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年10月27日専決

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年8月5日午後1時40分頃、荒尾市大島町四丁目1639番地1にある大島区民館付近の国道389号線を、市職員が公用車で荒尾方面に向けて走行していたところ、大島区民館の道向かいの民家から相手方自動車がバックで道路へ出てきたため、徐行運転で通過しようとしたが、相手方自動車の後方部と公用車の後方部が接触し、双方の車両が破損したものである。

市は、相手方と和解し、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額 3,400円

2 損害賠償の相手方



専 決 処 分 に つ い て

公用車代車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年12月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

